

第九十六号議案

東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都保健医療局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

別表十二の項へ中「一万八千三百円」を「一万八千円」に、「六千五百円」を「九千三百円」に、「飲食店営業許可更新申請手数料」を「飲食店営業許可継続申請手数料」に、「更新申請の」を「継続申請の」に、「四千五百円」を「四千八百円」に改め、同項ト中「七千二百円」を「一万八千円」に、「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可継続申請手数料」に、「五千円」を「六千三百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項チ中「一万五千八百円」を「一万五千九百円」に、「食肉販売業許可更新申請手数料」を「食肉販売業許可継続申請手数料」に、「八千二百円」を「八千円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項リ中「一万五千八百円」を「一万五千九百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項ヌ中「二万五千二百円」を「二万五千五百円」に、「魚介類競り売り営業許可更新申請手数料」を「魚介類競り売り営業許可継続申請手数料」に、「一万六千円」を「一万六千八百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項ル中「一万五千八百円」を「一万五千九百円」に、「集乳業許可更新申請手数料」を「集乳業許可継続申請手数料」に、「八千二百円」を「八千円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項ヲ中「二万五千二百円」を「二万五千五百円」に、「乳処理業許可更新申請手数料」を「乳処理業許可継続申請手数料」に、「一万六千円」を「一万

六千八百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項ワ中「二万五千二百円」を「二万五千五百円」に、「特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料」を「特別牛乳搾取処理業許可継続申請手数料」に、「一万六千円」を「一万六千八百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項カ中「二万五千二百円」を「二万五千五百円」に、「食肉処理業許可更新申請手数料」を「食肉処理業許可継続申請手数料」に、「一万六千円」を「一万六千八百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項ヨ中「二万五千二百円」を「二万五千五百円」に、「食品の放射線照射業許可更新申請手数料」を「食品の放射線照射業許可継続申請手数料」に、「二万六千円」を「二万六千八百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項タ中「二万一千六百元」を「二万五千五百円」に、「菓子製造業許可更新申請手数料」を「菓子製造業許可継続申請手数料」に、「一万四千元」を「一万六千四百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項レ中「二万一千六百元」を「二万五千五百円」に、「アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料」を「アイスクリーム類製造業許可継続申請手数料」に、「一万四千元」を「一万六千四百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項ソ中「二万五千二百円」を「二万五千五百円」に、「乳製品製造業許可更新申請手数料」を「乳製品製造業許可継続申請手数料」に、「一万六千円」を「一万六千八百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項ツ中「二万五千二百円」を「二万五千五百円」に、「清涼飲料水製造業許可更新申請手数料」を「清涼飲料水製造業許可継続申請手数料」に、「一万六千円」を「一万六千八百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項ネ中「二万五千二百円」を「二万五千五百円」に、「食肉製品製造業許可更新申請手数料」を「食肉製品製造業許可継続申請手数料」に、「一万六千円」を「一万六千八百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項ナ中「二万一千六百元」を「二万五千五百円」に、「水産製品製造業許可継続申請手数料」に、「一万四千元」を「一万六千四百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項ラ中「二万五千二百円」を「二万五千五百円」に、「氷雪製造業許可更新申請手数料」を「氷雪製造業許可継続申請手数料」に、「一万六千円」を「一万六千八百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項ム中「一万三千二百円」を「一万九千八百円」に、「液卵製造業許可更新申請手数料」を「液卵製造業許可継続申請手数料」に、「七千八百円」を「一万一千七百元」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項ウ中「二万五千二百円」を「二万五千五百円」に、「食用

油脂製造業許可更新申請手数料」を「食用油脂製造業許可継続申請手数料」に、「一万六千円」を「一万六千八百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項オ中「二万一千六百元」を「二万五千百元」に、「みそ又はしょうゆ製造業許可更新申請手数料」を「みそ又はしょうゆ製造業許可継続申請手数料」に、「一万四千元」を「一万六千四百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項ノ中「二万一千六百元」を「二万五千百元」に、「酒類製造業許可更新申請手数料」を「酒類製造業許可継続申請手数料」に、「一万四千元」を「一万六千四百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項オ中「二万一千六百元」を「二万五千百元」に、「豆腐製造業許可更新申請手数料」を「豆腐製造業許可継続申請手数料」に、「一万四千元」を「一万六千四百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項ク中「二万一千六百元」を「一万六千四百円」を「一万四千元」を「一万六千四百円」に、「納豆製造業許可更新申請手数料」を「納豆製造業許可継続申請手数料」に、「一万四千元」を「一万六千四百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項ヤ中「二万一千六百元」を「二万五千百元」に、「麺類製造業許可更新申請手数料」を「麺類製造業許可継続申請手数料」に、「一万四千元」を「一万六千四百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項マ中「二万五千二百円」を「二万五千五百円」に、「そうざい製造業許可更新申請手数料」を「そうざい製造業許可継続申請手数料」に、「一万六千円」を「一万六千八百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項ケ中「複合型そうざい製造業許可更新申請手数料」を「複合型そうざい製造業許可継続申請手数料」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項フ中「二万五千二百円」を「二万五千五百円」に、「冷凍食品製造業許可更新申請手数料」を「冷凍食品製造業許可継続申請手数料」に、「一万六千円」を「一万六千八百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項コ中「複合型冷凍食品製造業許可更新申請手数料」を「複合型冷凍食品製造業許可継続申請手数料」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項エ中「一万三千二百円」を「一万九千八百円」に、「漬物製造業許可更新申請手数料」を「漬物製造業許可継続申請手数料」に、「七千八百円」を「一万一千七百元」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項テ中「二万一千六百元」を「二万五千百元」に、「密封包装食品製造業許可更新申請手数料」を「密封包装食品製造業許可継続申請手数料」に、「一万四千元」を「一万六千四百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項ア中「二万一千六百元」を「二万五千百元」に、「食品の小分け業許可更新申請手数料」を「食品の小分け業許可継続申

請手数料」に、「一万四千元」を「一万六千四百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改め、同項サ中「二万五千二百円」を「二万五千五百円」に、「添加物製造業許可更新申請手数料」を「添加物製造業許可継続申請手数料」に、「一万六千円」を「一万六千八百円」に、「更新申請の」を「継続申請の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年六月一日から施行する。

(東京都福祉保健局関係手数料条例の一部改正)

2 東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例(令和三年東京都条例第十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の表中「一万八千三百円」を「一万八千円」に、「二万五千二百円」を「二万五千五百円」に、「一万六千円」を「一万六千八百円」に、「六千五百円」を「九千三百円」に、「四千五百円」を「四千八百円」に、「七千二百円」を「一万八百円」に、「五千百円」を「六千三百円」に、「二万一千六百円」を「二万五千百円」に、「一万四千元」を「一万六千四百円」に、「一万五千八百円」を「一万五千九百円」に、「八千二百円」を「八千元」に改める。

(提案理由)

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)及び食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)に基づく事務の手数料の額を改定するほか、規定を整備する必要がある。